

履行保証保険に関する特約条項

第1条 乙は契約保証金の代納担保として履行保証保険を提供した場合において、この契約履行期限を延期又は、変更することとなるとき、又は、契約金額の変更に伴い、契約保証金の額を変更することとなるときは、それぞれの延期若しくは変更の期間に対応し、又は、その契約金額に応じて当該保険契約の保険期間又は、保険金額を変更し、その保険証券を甲に提出しなければならない。

第2条 乙は契約保証金の代納担保として履行保証保険を提供した場合において、その保険契約が失効することとなるときは、当該保険契約を更新し、その保険証券を甲に提出するか又は、現金、国債若しくは甲が確実と認める担保を提供しなければならない。